



# 審査独立性確保のための政策提言

(診療報酬審査委員 33 年間の回顧)

—沈黙的配慮に支えられた良心の制度をめざして—



大城 康彦

診療報酬審査委員会の机上（現在は画面上）には、月々数万件のレセプトが積み重ねられる。その一枚一枚の裏には、医師の臨床判断、患者の生活、医療機関の努力が刻まれている。審査とは単なる査定ではなく、医療現場と制度のあいだに立ち、法と良心を調和させる繊細な営みである。

しかし近年、この現場に「制度の硬直化」と「政治的介入」の影が差している。行政的通達や保険者の意向により委員の判断が左右される場面が少なくない。医師会内部でも異論を述べにくい空気が漂うことがある。独立性が揺らげば、患者の不利益、医師の萎縮、制度への不信につながる。審査は公正であると同時に、慈悲をもって行われねばならない。

「法の支配」とは、単に法令を上位に置くことではない。真の法の支配とは、法の根底に「正義」と「良心」が息づく状態を指す。条文の形式だけが支配する状況は「法による支配」にすぎず、生命へのまなざしを欠いてしまう。審査は制度上は行政手続でも、倫理的には医療者の良心に根ざす行為であり、そこに独立性を確保すべき理由がある。

審査の現場では「沈黙的配慮」の重要性を痛感する。沈黙的配慮とは、言葉に表れない思いやりであり、形式に還元できない理解である。医師が患者の声にならない訴えを察するように、審査委員もレセプト記載の行間に潜む臨床の必然を感じ取らねばならない。条文は基準を示すが、判断を下すのは人間である。

この沈黙的配慮が機能するには、委員の精神的自由が不可欠だ。行政や保険者からの圧力、組織的忖度、過剰な査定評価といった外的要因

がその自由を奪うと、審査は機械的照合作業へと変質し、現場の創意や患者への思いやりは切り捨てられる。独立性の確保は、制度論にとどまらず医療の人間性を守る根幹的課題である。

現状では、委員の任命・評価・報酬が行政の裁量に依存し、独立した判断を下しにくい構造となっている。異論を唱える委員が「扱いづらい存在」とされる風潮すらある。こうした状況を改めるため、次の三つの提言を行いたい。

## 第一に、任命・再任の独立性を制度化すること。

選任・再任は医師会・学会など中立的専門団体を介して行われ、形式上は行政委嘱である。委員は行政の下請けではなく、公共の信頼に応える医療専門職であることを明確にすべきだ。

## 第二に、審査情報と議事の透明化を進めること。

個別案件の守秘は当然だが、基本的な審査方針や判断根拠は一定の形で公表し、医療機関や保険者の理解を得る必要がある。透明性が高まれば、外部からの圧力や恣意的運用は自然と抑制される。

## 第三に、審査倫理の教育体制を確立すること。

審査には条文運用だけでなく、人間理解と倫理的洞察が求められる。委員同士が研修や意見交換を重ね、経験や苦悩を共有できる場を整えることが望ましい。

これら三提案は、制度設計というより「良心の自由を保つ環境」を整えるための最低条件である。もし審査が行政の意向に従属し形式主義に陥れば、医師は査定を恐れて診療を萎縮させ

るだろう。逆に、審査が公正と慈悲を兼ね備えた判断を取り戻せば、現場には再び信頼と創造性が蘇るはずだ。

国民健康保険制度は、国家の仕組みの中で最も人間に近い制度であり、その根底には「いのちは等しく尊い」という倫理的前提がある。審査委員会はその最前線に立ち、制度と生命をつなぐ「良心の砦」である。その砦が政治や行政の都合で揺らげば、国民医療の信頼基盤が崩れる。

「沈黙的配慮」は声高な主張ではなく、静かな感受性として働く。数値や文言を超える患者・医師・社会を結ぶ不可視の糸である。委員一人ひとりの胸に宿るこの静かな感受性こそ、制度の魂であり、医療倫理の根幹である。

法を生かすのは力ではなく良心であり、力を鎮めるのは沈黙である。そして沈黙を導くのは、配慮という人間的温かさである。審査委員会という小さな会議室の静けさの中に、医療制度全体の倫理が息づいている。その沈黙が崩れれば制度は音を立てて倒れ、逆に守られれば社会は静かに正義を保つ。

審査独立性の確保は、委員を守るためではない。それは、患者のいのちと医療の誇りを守るために公共的義務である。沈黙的配慮の灯を絶やさず、良心の制度としての審査を次代に継承すること——それこそが、国民健康保険制度のもと、私たち医師会員に課せられた崇高な使命である。そして、その使命を静かに見守り、正しく評価し続ける医師会でありたい。



# お 知 ら せ

# 文書映像データ管理システムについて（ご案内）

さて、沖縄県医師会では、会員へ各種通知、事業案内、講演会映像等の配信を行う「文書映像データ管理システム」事業を平成23年4月から開始しております。

各種通知は、希望する会員へ郵送等に併せてメール配信を行っております。

なお、「文書映像データ管理システム」(下記 URL 参照)をご利用いただくにはアカウントとパスワードが必要となっており、また、メール配信を希望する場合は、当システムからお申し込みいただくことにしております。

アカウント・パスワードのご照会並びにご不明な点につきましては、沖縄県医師会事務局(TEL098-888-0087 担当:宮良・國吉)までお電話いただくか、氏名、医療機関名を明記の上 [omajimusyo@okinawa.med.or.jp](mailto:omajimusyo@okinawa.med.or.jp)までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

## ○「文書映像データ管理システム」

URL : <https://www.documents.okinawa.med.or.jp/Dshare/header.do?action=login>

※ 当システムは、沖縄県医師会ホームページからもアクセスいただけます。

